

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

|  |  |
|--|--|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p> | <p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>  |
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>           | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>電気事業法に基づく高圧（6,600V）受電施設及び非常用予備発電装置を備えた自家用電気工作物の保安管理業務（維持及び運用に関する保安の監督）を電気事業法施行規則第52条の2第2号に定める電気保安法人に委託するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法第43条において、自家用電気工作物の設置者に電気主任技術者の選任が義務付けられており、さらに、同法施行規則第52条第2項において電気主任技術者の設置に代えて一定の要件を満たす者に対し、業務を委託することを認めている。</li> <li>・本件は、電気主任技術者の設置に代えて、委託契約により保安管理業務を実施するものである。</li> </ul> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>保安管理業務の対象施設は、適切な運用ができない場合、人命に関わる大きな被害につながりかねないため、電気事故を未然に防ぐとともに、電気事故発生時に迅速かつ的確な対応を行うために必要な次の要件を満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の電気設備に精通しており、故障やトラブル発生時に迅速な現場対応が可能な知識と技術を有する者</li> <li>・災害発生時（時間外、休日）における迅速な初動対応が可能な人員と体制を有する者</li> <li>・管内をカバーできる拠点を有し、かつ各対象施設まで1時間以内に駆けつけることができる拠点が複数あり、同時に複数の対象施設においてトラブルが発生した場合においても、安定したサービスの提供が見込める者</li> <li>・現場作業員や第三者の安全を最優先にし、速やかに感電対策や二次災害防止措置を行い、再発防止策を立案することができる能力を有する者</li> </ul> <p>入札参加資格者名簿（建設工事以外）において、上記の要件を満たすのは、一般財団法人中部電気保安協会 岐阜支店のみである。</p> |